

クロルピクリン は

土壤くん蒸剤 や
殺菌剤として使用
されています。

定められた使用 や **処分** をお願いします。

しないと危険!!!

薬剤は全て使い切り、**産業廃棄物**として**処分**
してください。

普通ごみでは**出せません**。

警察・消防へ通報した事例がありました。

処分等は産業廃棄物取扱い事業者に依頼して下さい。

医薬用外劇物に該当し
毒物及び劇物取締法が
適用されます



キケンだあ〜



**納屋などで保管されている
方もご注意願います!**



処分等でご不明な方は下記までお問い合わせ下さい。
農業政策課 TEL63-5117 環境対策課 TEL63-3113